

# 災害時要援護者 避難誘導マニュアル

平成16年度

備前市

## 目 次

### 第1章 策定の趣旨及び指針の性格

I 策定の趣旨	3
---------	---

### 第2章 災害に備えた事前対策

I 対象者の状況把握	4
II 災害時要援護者自身の準備	5
III 緊急通報システムの構築	11
IV 避難計画の策定	13
V 避難所における事前対策	15
VI 支援協力体制の整備	15
VII 防災意識の高揚	17

### 第3章 災害応急対策

I 情報伝達	18
II 避難	19
III 生活支援	23
IV ライフラインの復旧	24
V 広域相互応援活動	24

### 第4章 災害時要援護者の概要

I 障害等の理解	26
1 身体障害	26
(1) 肢体不自由	
(2) 視覚障害	
(3) 聴覚又は平衡機能の障害	
(4) 音声・言語機能又はそしゃく機能の障害	
(5) 視聴覚重複障害（盲ろう）	
(6) 内部障害	
2 知的障害	28
3 精神障害	28
4 高齢者	28
(1) 身体機能の低下	
(2) 精神的機能の変化	
(3) 社会的孤立	

### 第5章 資料

I 災害時要援護者個別避難計画様式	29 (35)
II 広域避難場所一覧	29
III 自主防災組織ガイドブック抜粋	33

## 第1章 策定の趣旨及び指針の性格

### I 策定の趣旨

大規模な災害発生時には、地域で暮らす障害者や要援護高齢者など災害対応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）は、情報の入手や自力での避難が困難なことから、大きな被害を受けることが想定されます。このため、県や市、防災関係機関や地域が連携して、災害時要援護者に対する防災・避難体制の整備等の対策を講じる必要があります。そのためには防災・避難マニュアルを策定することが有効な手段と思われます。

## 第2章 災害に備えた事前対策

### I 対象者の状況把握

災害時に的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うためには、平常時からの状況把握が必要不可欠であり、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、災害時に役立つように災害時要援護者の所在及び状況把握を行うことが必要です。

#### 1 災害時要援護者の所在把握方法

##### (1) 市で把握する場合

障害者については、基本的には市町村で整備することとされている要援護障害者台帳（平成13年5月17日付け13障第106号「要援護障害者台帳整備要領（準則）の制定について」）を活用します。高齢者（災害時に支援の必要な高齢者をいう。以下同じ。）については介護保険被保険者台帳、地域包括支援センターにおけるサービス基本台帳を活用する他、サービスを受けていない等により台帳で把握できない対象者についても民生委員・児童委員等と協力してリストを作成します。これらは定期的に災害時要援護者の実態調査を行い、内容の更新や新たに支援が必要になった災害時要援護者を把握する必要があります。調査は、地域の実情に応じて、民生委員・児童委員、自主防災組織、障害者団体、老人クラブ等の協力のもと、市が主体となって行います。なお、これら台帳は支援を必要とする災害時要援護者の把握のために市が保有する基本的な行政情報の記録であり、この点で災害時における災害時要援護者個人への対応を表した災害時要援護者個別避難計画（第5章1様式参照）とは異なります。

##### (2) 地域住民が自主的に把握する場合

町内会や自治会等の地域住民の手によって災害時要援護者の存在を把握し、民生委員・児童委員やボランティア等の協力により、地域全体でバックアップできる体制を確立します。

#### 2 把握の際の留意事項

##### (1) 個人情報保護への配慮

これらの情報の中には、個人のプライバシーに関わる内容が含まれているため、収集にあたっては情報が外部に漏れることがないように個人情報の保護に配慮する必要があります。情報を集約する責任部局においては、様式の統一化、更新・開示のルール化を図るなど情報収集・管理体制を明確にします。また、災害時に必要な機関に必要な情報を提供できるよう、あらかじめ災害時要援護者又は家族の理解と同意を得ておきます。その際は、相手に適したコミュニケーション方法により、十分な理解が得られるよう配慮する必要があります。

##### (2) 要支援障害者の把握

障害があっても身体障害者手帳等の申請をしていない場合も考えられるので、民生委員・児童委員等と連携し要支援者の把握に努めます。

### 要援護障害者台帳整備要領（準則）

#### ① 要旨

災害等の緊急事態の際援護を要する障害者について、常にその状態を把握し、緊急事態

時に適切な措置が講じられるようにするため、要援護障害者台帳の整備について必要な事項を定めるものとする。

## ② 対象者

次のいずれかに該当する障害者とする。

- (1) 常時臥床しており、かつ、その状態が継続すると認められる者。
- (2) 常時臥床してはいないが、移動、食事、排泄、入浴等日常動作の大半を他の介助によらなければならない状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者。
- (3) 視覚障害、聴覚障害等により、情報伝達が困難な者。
- (4) その他援護が必要と認められる者。

## ③ 台帳の整備

- (1) 市町村長は、管内に居住する対象者に着いて、別記様式の台帳を整備する。
- (2) 台帳記載事項については、毎年度民生委員等による調査を実施する。
- (3) 市町村の管理する更生指導台帳等と適宜照合し、内容の整備を図る。

## ④ 台帳の管理

台帳の管理に当たっては、プライバシーの保護に十分な配慮を行うものとする。

(注) この台帳は、あくまでも市町村のみが保有する基本情報であり、台帳そのものが他へ提示されることはありませんが、個別の情報について必要なものを必要な機関に提供することが想定されますので、予め本人等に理解と同意を得ておく必要があります。

## 3 情報の管理

収集した情報については、災害時に一目で要援護者の所在が把握できるよう、パソコン等を用いて一元的、かつ効率的（例：地域別、障害別、支援優先度別）に管理するとともに、定期的に調査を行い、常に新しい情報を管理しておく必要があります。また、各種の災害を想定し、控え（例：データのバックアップ及び紙情報による控えなど複数手段）を作成する等保管体制を確立しておきます。なお、収集した情報は市町村が管理しますが、一定の情報について防災関係機関・団体が共有することも望ましいと考えられます。その際は、個人のプライバシー保護の観点から、共有する機関・団体については、県・市職員、警察・消防署職員、民生委員・児童委員等、法律上守秘義務のある者に限る等、その取扱いには十分注意しなければなりません。

## 4 災害時における個人情報の開示方法についての留意事項

災害時には、市や民生委員・児童委員の他、ボランティアグループ等の支援も欠かせないため、これら支援者に対して個人情報を開示することが必要な場合もでてきます。このような場合を想定して次のような点に留意します。

- ・災害時要援護者又はその家族にあらかじめ了解をとっておきます。
- ・開示内容はあらかじめ定めておきます
- ・開示内容は「住所」「氏名」「配慮を要する事項」等必要最小限の内容とします。
- ・どのような団体等にどのような方法で開示するのかを定めておきます。
- ・災害発生時に限る等、情報開示の時期を定めておきます。

## II 災害時要援護者自身の準備

災害時に災害時要援護者の身を守り、安全に避難させるためには、周りの支援だけでな

く、災害時要援護者自身の日ごろの備えが不可欠です。市は、障害のある人やその家族等に対し、日ごろから災害に備えた準備をするよう働きかけます。日ごろの備えの例として、以下のものがあります。

## 1 共通事項

### (1) 隣近所や各種団体等との連携

- ・最寄りの民生委員・児童委員、自主防災組織のリーダーが誰であるか把握しておきます。
- ・地域の様々な組織（ボランティアグループ等）、団体とは日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- ・必ずしも災害発生時に家族など日ごろ介助してくれる人がいるとは限りません。緊急時に情報伝達してくれる人や避難誘導の際の支援者を決め、災害時要援護者個別避難計画等により、市や関係者に周知しておきます。
- ・市や各地域が実施する防災訓練には積極的に参加します。また、そのような場で自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておくことが大切です。

※ 市は、日ごろから障害のある人やその家族等が地域にとけ込めるよう支援することが必要です。

### (2) 必要な支援内容の伝達

災害発生時には、自分がどのような支援を必要としているかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があります。例として、「緊急連絡カード」を作成しておく等の方法があります。

#### —緊急連絡カード—

##### ○ 記載事項の例

住所、氏名、性別、生年月日、血液型、障害の種類・程度、緊急時の連絡先（自宅、家族、親戚、医療機関等）、服用している薬の種類、必要とする支援の内容、その他気をつけなければならない心身の状況

##### ○ 使用例

- ・厚紙に貼ったりパスケースに入れるなどして、携帯できるようにします。
- ・支援を必要とするときにいつでも渡せるよう、何枚かコピーしておきます。
- ・掲示できるよう大きめにコピーしたものを、非常用持ち出し袋に入れておきます。

### (3) 避難経路の確認

- ・自宅から避難所等までの経路をチェックし、支援者とともに実際に歩いてみて、注意すべき場所や目印となるもの等を確認し、障害物等改善を要する点があれば、市や施設管理者などに連絡します。
- ・季節別や時間帯別の災害発生を想定した避難訓練を行い、問題点を洗い出して今後の対策を立てます。

### (4) 非常用持ち出し品などの準備

日ごろから、避難するときに備えて非常用持ち出し品をリュックサックなどにひとまとめにして用意しておき、出入り口近くの取り出しやすい場所に備えて家族全員が知っておくようにします。

## —非常用持ち出し品の主な例—

緊急連絡カード、飲料水、食糧（乾パン等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類（下着等）、タオル、軍手、マスク、スリッパ、トイレトーパー、雨具、マッチ、ろうそく類、常備薬、救急用品セット、貴重品（現金等）、携帯用ブザーや笛、防災ずきんやヘルメット、（必要に応じて）おびいひもなど

### (5) 災害に備えた備蓄

#### ア飲料水

1人1日3リットルが目安。最低1日分、できれば3日分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、定期的に取り替えます。

#### イ食糧

乾パン、缶入りご飯、レトルト食品、フリーズドライ食品などを最低1日分、できれば3日分備え、定期的に取り替えます。

#### ウ消火器と消火用水

消火器など消火用品は、使用方法を理解したうえ、火気を使う場所へ取り出しやすくして置いておきます。操作が簡単なスプレー式消火器なども、通常の消火器とともに備えておくとよいでしょう。消火用水は三角バケツや浴槽、洗濯機などに備えておきます。（緊急時には水洗トイレ等にも活用できます）

### (6) 外出時の備え

外出時は周りの環境がいつもと違うため、より一層周囲の人の協力や援助が必要になります。災害時、周囲の人にすみやかに協力を依頼できるよう日ごろから準備をしておきます。

#### 【外出時の持ち物の主な例】

携帯電話、緊急連絡カード、携帯用ブザーや笛、携帯ラジオ

### (7) 家の安全対策

#### ア家の補強

- ・家の防災対策の第一は壊れない、頑丈なものとする事です。
- ・このため、建物の耐震診断を受けて、その結果により耐震補強をしたり、門柱やブロック塀等についても同様に補強します。

#### イ家の中の安全対策

- ・家具、電化製品は市販の固定器具を使って固定します。
- ・ガラスは、飛散防止フィルムを貼ったり、アクリル板に変えたりします。
- ・家の出入り口の整理整頓や、棚の上の物について落下防止に努めます。

## 2 障害別事項

### (1) 肢体不自由

- ・居住スペースはできるだけ避難しやすい1階を選び、寝るときは家具やガラス窓から離れるなど、安全な居住空間を確保します。
- ・歩行補助具は倒壊した家具の下敷きにならないよう、常に安全な一定の位置に置き、暗闇でもわかるようにしておきます。
- ・必要に応じて、非常用持ち出し品として紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意します。

- ・移動が困難な場合は、おぶいひも、車いす、毛布などを用意します。

#### 【車いす使用者】

- ・車いすが通れる幅を常に確保しておきます。
- ・車いすが使用不能になった時のために、杖、おぶいひもなどを用意します。
- ・車いすのタイヤの空気圧は定期的に点検します。
- ・雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカップ等を用意します。

#### 【電動車いす使用者】

- ・電動車いすの電池は使用后必ず充電し、室温で保管します。
- ・補液タイプのバッテリーを搭載する電動車いすは、定期的に液量をチェックします。
- ・車いすに内蔵されていない充電器は、倒壊した家具の下敷きにならないように安全な場所に置きます。

#### (2) 視覚障害

- ・家の中の配置を常に一定にします。もし、配置を変更したときはすぐに視覚障害者に伝えるよう徹底します。特に非常用持ち出し袋は確認しておきます。
- ・災害時の避難通路の設定とその通路の安全確認をしておきます。
- ・居間、寝室など家の中や玄関付近の整理整頓を心がけます。
- ・ガラスなどが飛散して床が危険になるので、各部屋にスリッパなどを用意しておきます。
- ・メガネ、白杖等は就寝時など使用しない場合も常に手元に置いておきます。
- ・メガネ、白杖（折りたたみ式）、携帯用点字板、ラジオ、予備電池、音声時計や触知式時計を非常用持ち出し袋に入れておきます。
- ・緊急時の連絡先点字メモ、メモ用録音機等、助けを求めたり安全を確保するために必要なものを身につけておきます。
- ・ラジオがすぐに利用できるようにしておきます。又は、カード型携帯ラジオを身につけておきます。いずれの場合も予備の電池を十分に備えておきます。

#### (3) 聴覚障害

- ・補聴器は就寝時などで使用しない場合も、ケースに入れて常に手元に置いておきます。
- ・補聴器の専用電池は予備を用意し、非常用持ち出し袋に入れておきます。
- ・緊急時の正確な情報収集のため、文字放送内蔵テレビや文字放送デコーダーを設置したり、携帯電話やPHS等文字情報が得られる携帯端末、筆談用のメモ帳やホワイトボード、筆記具、緊急連絡先メモなどを常に身につけておきます。
- ・周りに助けを求めたり、安全を確保するために必要な笛やブザー等を身につけておきます。
- ・緊急通報の送受信に有効なFAXを設置し、紙やインク等の予備を用意しておきます。
- ・夜間就寝中の情報伝達をどうするか、隣近所の人達等と決めておきます。
- ・災害時に必要な緊急会話カードを用意し、常に持参するようにします。

#### (4) 音声・言語機能又はそしゃく機能障害

- ・携帯用会話補助装置を使用している人は、電池の予備を非常用持ち出し袋に入れておきます。
- ・栄養チューブセットなど、食事のための器具（予備）を非常用持ち出し袋に入れておきます。（そしゃく機能障害）

・周りに助けを求めたり、安全を確保するために必要な笛やブザー等を身につけておきます。

・筆談用のメモ帳やホワイトボード、筆記具を常に備えておきます。

#### (5) 盲ろう

・障害の状態に合わせて、視覚障害者及び聴覚障害者の項目を参照します。

・緊急連絡カードに、コミュニケーション手段を具体的に記しておきます。

・避難誘導の支援者とは、あらかじめ緊急時のサイン又はルール（例：支援者がヘルメットを渡したら避難のサイン）を決めておくことも有効です。

#### (6) 内部障害

・日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーして非常用持ち出し袋に入れておきます。

・特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談しておきます。

・緊急時の対処法について医療機関に確認しておきます。

#### —緊急会話カードの例—

緊急避難場所に案内してください。（私は耳や言葉が不自由です）

おそれいますが、手話通訳者へ連絡していただけますか。（私は耳や言葉が不自由です）

今、何が起きているのですか？（私は耳や言葉が不自由です）

#### ア心臓機能障害

・ペースメーカーを装着している人は、機械が故障したときの対応や緊急時の連絡方法などを、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておきます。

#### イじん臓機能障害

・通院による透析ができなくなった時に備え、県外の医療機関での透析など、日ごろから関係団体や医療機関と災害時の対策を具体的に話し合っておきます。

・かかりつけ以外の医療機関で透析を受ける場合に備えて、透析条件（ドライウェイトやダイアライザーのタイプ等）を緊急連絡カードに記入しておきます。

・食事、水、薬の管理が重要なので、災害時の食事の摂り方について医療機関等と相談しておきます。

・カリウム対策のため、カリメイトやケーキサレイトの予備を備えておきます。

・自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法をしている人は、透析液パック及び透析液加湿器の電池の予備を常に非常用持ち出し品と同じ場所においておきます。

#### ウ呼吸器機能障害

・在宅酸素療法をしている人は、酸素の必要度（酸素を使用しなくても大丈夫な日数）などをあらかじめ医療機関に確認しておきます。

・濃縮酸素の濃縮器や液体酸素のボンベは、火気から離れた場所に保管します。

・酸素チューブの配管は、地震発生時に身体にからまないよう工夫してもらいます。

・人工呼吸器を装着している人は、電気・ガス・水道等のライフラインが寸断された場合に備えてアンビューバック、電池、手動式吸引機等を用意しておきます。

・携帯用酸素ボトルを非常用持ち出し袋に入れておきます。

・ネブライザーを使用する人は、電池の予備を非常用持ち出し袋に入れておきます。

#### エぼうこう又は直腸機能障害

・ストマ装具、洗腸セット（水、ウェットティッシュ、輪ゴム、ビニール袋、はさみ）を非常用持ち出し袋に入れておきます。

・ストマ装具のメーカー、販売店の連絡先を緊急連絡カードに記入しておきます。

#### (7) 身体障害者補助犬使用者

・ドッグフードは必ず多めに買い置きをしておきます。

・かかりつけの動物病院や給付団体の連絡先と合わせて、その他の地域の動物病院や補助犬給付団体の連絡先も把握しておきます。

#### (8) 知的障害

・日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーして非常用持ち出し袋に入れておきます。服用する際に、オブラート使用など独自の方法を用いる場合は、その旨を緊急連絡カードに記載しておきます。

・身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、周囲の人に理解してもらえよう説明したり、緊急連絡カードに記載しておきます。

・緊急連絡カード、笛やブザーなどを常に携帯するようにします。

・身元、連絡先などが確認できる名札等を常に携帯するか、衣類などに縫いつけておきます。

・日ごろ通っている学校や施設等に、災害時の避難場所や連絡先を伝えておきます。

・避難場所を繰り返し伝え、実際に一緒に行ってみたり、避難場所の絵表示を覚えるようにします。

#### (9) 精神障害

・日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーして非常用持ち出し袋に入れておきます。

・対人関係で配慮が必要なこと等を緊急連絡カードに記載しておきます。

・身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、周囲の人に理解してもらえよう説明したり、緊急連絡カードに記載しておきます。

・日ごろ通っている学校や施設等に、災害時の避難場所や連絡先を伝えておきます。

・医療機関からの指示や緊急時の対処法等を聞き、理解しておきます。

#### (10) 高齢者

##### ア身体的に虚弱な高齢者

・居住スペースはできるだけ避難しやすい1階を選び、寝るときは家具やガラス窓から離れるなど、安全な居住空間を確保します。

・杖などは、就寝時など使用しない場合も常に手元に置いておきます。

・必要に応じて、非常用持ち出し品として紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しておきます。

・避難に備えて、おぶいひも、車いす、担架、毛布などを用意します。

##### イ痴呆性高齢者

・身元、連絡先などが確認できる名札等を常に携帯するか、衣類などに縫いつけておきます。

・日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーして非常用持ち出し袋に入れておきます。

・災害時に支援が必要なことを書いた緊急連絡カードを携帯するようにします。

※ 高齢者の支援の具体的な対策については、それぞれの高齢者の状態に応じて障害者の項目も参照し、適切な支援に努めることが必要です。さまざまな障害を併せ持つ重複障害者についても同様で、それぞれの障害の項目を参照のうえ、個々にあった対策を講じなければなりません。

### Ⅲ 緊急通報システムの構築

災害発生直後は、電話などの通信手段の寸断で口コミによる情報伝達が中心となり、誤った情報が伝えられやすいため、行政による迅速で正確な情報提供が不可欠になります。特に、必要な情報を受信しにくい状況にある災害時要援護者に対しては、緊急時の情報伝達手段をあらかじめ定めておく必要があります。また、各種の災害を想定してできるだけ多くの情報伝達手段を確保しておくことが必要です。なお、その際の文章は、コミュニケーションにハンディキャップのある災害時要援護者にも理解してもらえるよう、わかりやすい言葉を使用する必要があります。体制の整備にあたっては、地域の自主防災組織、自治会、町内会、福祉関係者、障害者団体、ボランティア等と連携し、それぞれの障害に配慮するよう努めなければなりません。

#### 1 ハード面の整備

##### (1) 通信手段の確保

ア 防災行政無線

イ 同報無線

ウ 有線放送

イ、ウとも各戸に受信機を設置する戸別受信方式を採用することにより、住民に対する情報を迅速かつ同時に伝達することが可能です。なお、いずれも音声による情報伝達がほとんどであるため、聴覚障害者がいる家庭に対しては目で見てわかる方法で伝える必要があります。

##### (2) メディアとの連携

災害が起きた時には、テレビやラジオ等のメディアと連携して、災害状況、避難状況、救援物資の状況など災害情報を提供できるよう、あらかじめ体制を整備しておくことが有効です。情報提供の方法は視覚や聴覚の障害にも配慮し、音声、画像、文字、手話等あらゆる手段を講じる必要があります。

##### (3) 緊急情報伝達のための新システム導入

コミュニケーションにハンディキャップのある災害時要援護者については、情報伝達手段の確保を特に講じておく必要があります。例えば、聴覚障害者に対してはFAXを利用した緊急情報通信網を構築することも有効な手段です。またこの方法では外出先での情報獲得が困難なことから、最近は携帯電話やインターネットなど最新の情報通信技術を活用した双方向の情報受発信システムが注目されており、これらの導入も有効です。

#### 2 ソフト面の整備

情報通信機器を使った伝達システムでも、受信時に端末が近くになかったり、大規模災

害などで電力や通信が寸断されたりで、伝達システム自体が全く用をなさないなどの可能性があります。そのような場合でも、災害時要援護者が情報から取り残されることなく速やかに避難できるよう、地域の自主防災組織や自治会などにおいて情報伝達支援者を複数設定し、「〇〇さんには××さんが情報を伝える」といった伝達方法を確立しておくことが必要です。災害時のスムーズな情報伝達のためには、日ごろから近隣において災害時要援護者とコミュニケーションがあることが大切であり、また、機会を見てこうした地域における情報伝達訓練を繰り返し実施することが必要です。

### 3 情報伝達に関する配慮

コミュニケーションにハンディキャップのある災害時要援護者に情報伝達する際には、次のような事項に配慮します。避難所等における情報伝達時も同様です。

#### (1) 視覚障害者のために

- ・まず相手に声をかけ、普段から親交がない場合は自分が誰であるかを言ってから用件を伝えます。
- ・具体的にわかりやすい口調で伝えます。指を指して「あっち」「こっち」などの表現は避けます。
- ・掲示されているものについては、人を介して確実に伝えるよう配慮します。
- ・情報はなるべく音声化して、拡声器等で繰り返し伝えます。
- ・携帯ラジオを身近に置くよう呼びかけます。
- ・点字による情報提供について配慮します。

#### (2) 聴覚障害者のために

- ・音声情報は、手話通訳や要約筆記などにより、目に見える方法で確実に伝えます。メモ帳やホワイトボード、会話カード等によるコミュニケーションも考えられますが、文章に書く際は要点を簡潔にできるだけ短い文にまとめます。
- ・文章能力や理解できる手話の語彙等には個人差があるため、相手の理解力に合わせ、文字や絵を組み合わせたり、身振りを併用するなどして、確認しながら伝えます。
- ・掲示板、FAX、Eメール、文字放送テレビ等を有効活用します。

#### (3) 盲ろう者のために

- ・情報伝達者は、まず自分が誰であるかを伝えます。
- ・障害者となった時期や程度によりコミュニケーション手段が異なるので、どんな手段を用いるかを把握し、それに合わせた介助や通訳が必要です。
- ・必要に応じて盲ろう者向けの介助者や通訳者を派遣しますが、できるだけ普段から慣れ親しんでいる人が望ましいです。

#### (4) 知的障害者や精神障害者のために

- ・情報収集や状況の把握がうまくできないので、具体的にわかりやすく絵、図、文字等で伝えます。
- ・情緒面で不安定になることがあるので、情報伝達やその後の介護に関わる人の人選に配慮する必要があります。

—災害情報は、①音声②電話③テレビから—

障害者・要介護高齢者を対象に行ったアンケートによると、「在宅中に災害が起こった時、どのような

方法で情報を得たいと考えていますか。（順位の高い方から3つ回答）」の問いに、順位1は口頭（音声）、順位2は電話、順位3はテレビという回答がありました。なお、聴覚障害者の回答は①携帯電話・PHS②文字放送③ファクシミリという回答で、他の災害時要援護者とは大きな違いがありました。迅速な避難のためには、正しい情報をより早く得ることが必要ですが、緊急情報の伝達は音声（サイレン、放送等）で行われることが多いことから、情報伝達については聴覚障害者への配慮を忘れないようにします。

#### IV 避難計画の策定

市は災害時において、地域住民の協力を受けながら、災害時要援護者避難誘導等を迅速、的確に対応することが求められます。そのためには、市は災害時要援護者の避難計画を策定する必要があります。具体的には、市の災害時要援護者の避難に対する全体的な計画と災害時要援護者個別の避難計画があります。

##### 1 市の災害時要援護者避難計画の策定

まず、市は災害時要援護者の特性に配慮した「情報伝達」「避難誘導」「避難所対応」等の方針を決める必要があります。内容については、本章の「災害に備えた事前対策」をベースとして、第3章の「災害応急対策」を参考に策定しますが、一般的に次のことに留意します。

##### (1) 災害時要援護者の状況とニーズの把握

避難計画策定にあたっては、地域の自主防災組織・自治会・福祉関係者等の協力を得て、各々の災害時要援護者の状況とニーズを聞き取り調査等により把握します。

##### (2) 障害別留意事項

###### ア 肢体不自由者

自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いので、対象者によっては車いすやストレッチャー等の移動用具を使用した避難誘導が必要となります。また、避難所等のバリアフリー等移動への配慮が必要です。

###### イ 視覚障害者

視覚による危険の察知が困難なので、音声により具体的な言葉で周辺の状況を説明する必要があります。白杖等を確保するとともに、地域住民の協力を得ながら救助・誘導者を派遣します。自力による避難が困難な場合は、人的避難誘導が必要となります。避難所等においても情報の点字、音声化が必要であり、状況に応じてガイドヘルパーの派遣等も配慮します。

###### ウ 聴覚・言語障害者

本人が災害発生を知らない可能性が高いので、手話や筆談による災害情報の伝達が必要です。筆談の場合は、あらかじめ筆記用具等の準備が必要です。避難誘導、避難所等においても、目に見える方法での情報伝達が必要となります。必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

###### エ 盲ろう者

本人が災害発生を知らない可能性が高いので、まずは災害情報の伝達が必要です。そのためには、普段からどんな方法でコミュニケーションをしているか把握し、通訳者・介助者等による情報伝達から避難誘導までの一連の支援が必要です。情報伝達、避難誘導、避

難所等ともできるだけ普段から通訳・介助をしている人が対応することが望めます。また、迅速な避難誘導のためには、本人と支援者であらかじめ緊急時のサイン又はルール（例：支援者がヘルメットを渡したら避難のサイン）を決めておくことが有効です。

#### オ内部障害者

常時使用している医療機器（機器によっては電気・酸素ボンベ等が必要）を把握し、緊急時には搬出できるよう配慮が必要です。自力歩行が困難な人には車いすやストレッチャー等の移動用具を使用した避難計画が必要です。また、避難所での生活が困難な人については、あらかじめ医療機関と連携しておくことも有効です。

#### カ知的障害者

災害の状況を的確に判断するのが困難なため、わかりやすい言葉で状況説明し、避難所等の位置を伝える必要があります。その際は、精神的に不安定にならないよう、できるだけ普段から慣れ親しんでいる人が対応する必要があります。理解できないときには地域住民の協力も得ながら手を引くなどして誘導することが必要です。興奮状態に陥った時には、複数で抱えて移動することも考えられます。

#### キ精神障害者

災害発生に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるので、情報伝達者や避難誘導者はできるだけ普段から慣れ親しんでいる人が対応し、避難所等での対応にも配慮する必要があります。また、普段から服用している薬について把握しておくとともに、避難時に必ず携帯するよう配慮が必要です。

#### ク高齢者

自力で行動できても、一人暮らし等の場合は、情報伝達・救助・避難誘導が必要な場合があるので、あらかじめ把握し避難計画を作成します。寝たきり等身体的に虚弱な高齢者は、自力での避難や、危険情報の発信が困難なので、移動用具や移動援助者の確保が必要です。痴呆性高齢者は、自分で危険を判断して行動したり、危険情報を発信することが困難なので、避難誘導が必要です。虚弱高齢者、痴呆性高齢者ともに、避難所等での生活が困難な人については、あらかじめ医療機関と連携しておくことも有効です。

## 2 災害時要援護者個別避難計画の策定と管理

個々の避難計画を策定する際には次のような視点で策定し、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の流れを想定した具体的な内容にすることが必要です。

- ・災害時要援護者の日常生活パターンの把握
  - 日中活動の状況（職場・施設等への通所等）
  - 生活の場の状況（同居者の状況、近隣住民の状況等）
- ・緊急通報手段
  - 人的手段の他、現状で採り得る手段
- ・避難誘導方法
  - 近隣住民も含めた協力体制（人的誘導が最も有効と思われる）
- ・避難所の配慮事項

避難所での生活を余儀なくされた場合を想定し、その際に配慮すべき事情等また、策定にあたっては次のことに留意が必要です。

## (1) 策定手続き

### ア災害時要援護者からの同意

策定にあたっては、あらかじめ本人及び家族等に趣旨や内容を説明し、同意を得たうえで策定します。

### イ災害時要援護者への聞き取り

策定は、本人及び家族からの聞き取りにより行います。なお、必要に応じ担当民生委員・児童委員、地域の支援者、消防関係者等と連携を図り策定するが、その場合は本人等の同意を得たうえで行います。

### ウ策定後の管理

策定した避難計画は、市と本人及び支援者（本人が了解した者のみ）とが共有し、個人情報漏れることがないように、保有・管理については十分な対応が必要です。また、緊急時に円滑な避難が図れるよう、随時関係者で内容を検討し、必要に応じて避難計画の見直しを行うことが有効です。

## (2) 支援者

ア緊急性を考えると、支援者は近隣者であることが望ましいです。

イ支援者自身が被災する可能性も考えられることから、複数の支援者を決めておく必要があります。

ウ災害時要援護者は、災害時にどんな行動をとったらよいのかあらかじめ考えておくが、いざというときはパニックになり適切な行動がとれなくなる場合もあるため、情報伝達の支援者に災害時要援護者のとるべき行動を知らせておく必要があります。

エ避難誘導の支援者は、日ごろから災害時要援護者とともに、避難ルートを確認し、緊急時にスムーズな行動がとれるような備えが必要です。

## (3) その他

本人等からの聞き取り及び1(2)障害別留意事項（13～14ページ）に留意して策定します。

## V 避難所における事前対策

### 1 必要物資の備蓄

非常食については、お粥など高齢者が食べやすい物の備蓄も必要です。その他、テント、簡易ベッド、簡易トイレ（洋式）、車いす、白杖、老眼鏡なども備えておきます。また、直ちに調達できる体制を整えておく必要があるものとして、間仕切り用資材、カーペット、テレビ、ラジオ、洗濯機、掃除機、暖房器具、毛布、下着類、タオル等、生活用品や医薬品、衛生用品などがあります。

## VI 支援協力体制の整備

災害時要援護者に対する防災体制や災害時の救援体制については、自主防災組織、自治会、町内会、民生委員・児童委員、ボランティア等の活動に寄るところが非常に大きいので、市はこれらの組織との支援協力体制を整備しておく必要があります。災害時には、行政や医療機関とこれらの組織が連携して、安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済、緊急受け入れ等、地域ぐるみでの支援が必要になります。

## 1 自主防災組織

大規模災害時には、防災関係機関の出動が遅れたり、阻害されることも予測されます。自主防災組織は、そのような場合に備えて住民が地域ごとに団結し、組織的に活動するために結成しているもので、母体となっているのは町内会や自治会、校区会等です。市は、災害に対する地域連帯の強化を図るため、自主防災組織の結成されていない地域にあっては整備の推進に努めます。また、災害時に迅速に防災活動を行うことができるよう、地域の実情にあった防災計画の作成指導や避難救護用資機材の整備援助等、組織の活性化のために積極的に支援を行います。

## 2 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、日常の職務や活動の成果を基に、災害時要援護者の安否確認やニーズ把握を行うとともに、個別援助や生活支援への橋渡しを行い、地域に密着した支援活動の中心的役割を果たします。

## 3 ボランティア・NPO等

近年、大規模災害では各地から多くのボランティアが駆けつけ、さまざまな場において大きな役割を果たしています。市は、あらかじめ市社会福祉協議会等へ委託し、又はこれらの協力を受け、各種の福祉ボランティアの人材確保に努めます。そのためには、各種の資格や知識を有するボランティアや専門家に呼びかけたり、ボランティア団体やNPO、災害時要援護者やその保護者で組織する団体等に協力を依頼し、登録をしてもらいます。それと同時に、災害時の災害時要援護者へのボランティア活動が効果的に行われるよう調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めることが必要です。また、災害時における総合的、効果的な活動が行えるよう団体間で連絡協議会を設置するなどして、相互の連携の強化を図ります。災害時の災害時要援護者に対する支援には、次のような資格又は知識を有するボランティアが必要です。介護関係者（ホームヘルパー、ガイドヘルパー、介護福祉士等）医療関係者（医師、看護師、保健師、心理カウンセラー等）手話通訳者、要約筆記者、社会福祉士、精神保健福祉士、栄養士、保育士、補装具業者等

## 4 市社会福祉協議会

市は、ボランティア・NPO等支援団体が災害時に有効に活動できるよう、市社会福祉協議会・ボランティアセンター等と十分な協議を行い、ボランティアと行政との連携・協力、ボランティアの受け入れやコーディネート等、支援活動のあり方について明確にしておく必要があります。また、既存のボランティア団体に災害時の支援体制作りを呼びかけたり、地域住民に対するボランティア活動についての啓発を促すための支援を行います。

## 5 社会福祉施設

社会福祉施設は通常の建物に比べ耐火性にすぐれているため、災害時には地域住民の緊急受け入れ施設や福祉避難所として大きな役割を果たします。市は、あらかじめ社会福祉施設等と、施設機能を低下させない範囲内で災害時要援護者を優先的に受け入れてもらうことや、また、社会福祉施設は地域住民や自主防災組織等との間で、災害時の相互応援協定を結んでおくことも有効です。

## 6 医療機関等

災害発生後の医療体制については、事前に地域の医師会、医療機関との協力体制をつく

っておきます。また、薬やケア用品等の供給体制について、事前に民間企業等との協力体制をつくっておきます。医療的ケアが必要な災害時要援護者の緊急受け入れ先については、あらかじめ医療機関を指定しておくことも必要です。

## 7 周辺市町村等

災害の規模によっては、地域全体が被災し、一つの市町村のみでは災害時要援護者に対する円滑な支援を行うことができないことも想定されます。そうした大規模災害に備え、周辺市町村等と災害時の相互応援協定を締結するなど広域支援体制を整備しておくことが必要です。

## VII 防災意識の高揚

### 1 防災広報の徹底

#### (1) 避難場所・避難所・避難経路等の周知徹底

災害に際しての避難場所・避難所・避難経路等を知らない住民が多いので、いざという時にあわてないように、どの地区の住民がどこに避難するか一覧表を配布するなど、広報紙等を通じて周知します。

#### (2) 災害時要援護者に対する周知

災害時要援護者が各自、各家庭で防災対策を施せるよう、広報を徹底します。その際は、点字や録音、イラスト等を用いたり、易しい言葉で漢字にはルビをふるなど、わかりやすいパンフレットを作成し、関係団体等の協力を得るなどして防災意識の啓発を図ります。また、障害の状態に合わせた準備や避難方法、救助の求め方などについて相談に応じる窓口を開設します。

### 2 防災訓練・教育の実施

#### (1) 災害時要援護者に対応した防災訓練の実施

地域の防災訓練には災害時要援護者の参加を呼びかけるとともに、手話通訳・要約筆記・ガイドヘルパー等、障害に対応した配慮を行います。行政と地域住民、自主防災組織、医療機関、ボランティアなどの支援者が合同で実際に救出訓練や避難訓練を行うことにより、災害時要援護者への援助に関する知識や情報を周囲に提供する場にもなります。なお、コミュニケーションにハンディキャップのある災害時要援護者に対しては、情報伝達訓練を行う必要があります。

#### (2) 障害者に対する理解の促進

地域住民や防災関係者など、周囲の人々の災害時要援護者に対する理解を促進します。例えば、災害時要援護者を講師にして学ぶ場をつくったり、社会福祉施設が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加する等の方法で、障害について理解したり、支援の際の留意点などを学ぶことも有効です。

#### (3) 災害時要援護者に対する防災教育

災害時要援護者やその家族が防災に関する基礎知識を正しく身につけるために、障害別の講習会等を行うことも有効です。

#### (4) 関係者に対する防災教育

災害時の災害時要援護者に対する支援チームの設置や、連絡体制・運営等についての訓練を定期的に行い、関係者への教育に努めます。

## 第3章 災害応急対策

災害発生時、市は情報の収集及び伝達、避難誘導、その他必要な支援・サービスの把握と指示・調整等を行います。その際は、情報の錯綜を防いだり、個々の災害時要援護者の現場での実態を把握し必要な支援をすみやかに行うためにも、情報集約・提供の窓口の一本化に努めます。窓口を設置する場合、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等、保健・医療・福祉的相談に応じられる者を配置する必要があります。

### I 情報伝達

#### 1 情報収集と指示の徹底

市は要援護障害者台帳や災害時要援護者個別避難計画、居住マップ等を用意し、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、その他支援団体等、関係機関に協力を求め、主に以下の事項について情報収集を行います。集約した情報は、市と地域の支援者とが共有します。

- ・緊急伝達システムの可動状況
- ・災害時要援護者の状況把握（現在の所在、連絡方法、身体状況、家族や近隣の支援体制状況等）
- ・避難に援助を必要とする災害時要援護者に対する避難誘導支援体制
- ・災害時要援護者に対応した避難所の受入体制
- ・災害時要援護者に今後必要とされる福祉サービス等
- ・災害時要援護者に対する対応、対策の実施状況

これらの情報をもとに、関係者へ必要な指示を行います。

#### 2 災害時要援護者に対する情報伝達

特に自らでは情報の入手が困難な災害時要援護者に対しては、あらかじめ整備しておいた緊急伝達システム等を機能させ、上記の1で把握した情報により作成した対象者名簿等をもとに、必要な情報を個々の障害に配慮した方法で提供します。併せて、回答の返送などにより情報が確実に伝わっているかどうかを確認します。しかし、災害時は電話回線の混雑や電力・通信の寸断により、情報通信機器を使った緊急通報システムが機能しにくい、又は不能となる可能性がありますので、必ず人的手段を併用するようにします。

災害時要援護者が必要とする情報には、主に次のものがあげられます。

- ・災害に関する情報
- ・避難又は避難準備の情報（避難場所や持ち出し品の確認）
- ・避難所等及び避難所等までの安全な経路と、避難誘導支援に関する情報
- ・家族の安否等に関する情報
- ・居宅生活や避難所の生活に必要な食料・水、介護用品、日常生活用品等、生活必需物資の入手方法に関する情報
- ・保健・医療・福祉サービスなど生活支援情報
- ・ライフラインの復旧状況等の情報
- ・公営住宅等の空き状況、入所申込みに関する情報

## II 避難

### 1 避難誘導

避難が必要になった時、単独で避難できない災害時要援護者に対しては、あらかじめ備えておいた対象者名簿や災害時要援護者個別避難計画等に基づいて地域の自主防災組織等と連携し、災害時要援護者を救出し避難所等に誘導します。市は対象者及び地域の支援体制の実状把握に努め、必要な際には介助者の派遣や移送用車両の手配等の指示を行います。避難誘導の際は、障害によって異なる点に留意します。市は、以下の事項を例として、支援者が適切な方法で災害時要援護者を安全にかつ速やかに避難させるよう努めます。

#### 【誘導の際の留意点（地震の場合）】

##### (1) 共通事項

- ・市等から避難勧告、避難指示がでたら、速やかに災害時要援護者に伝え、周囲の人と協力し合い一緒に避難します。
- ・ガスの元栓を閉め電気のブレーカーを切って、協力して戸締まりをします。
- ・どこへ避難するか緊急連絡先に連絡したり、メモを出入り口に貼るなど、行き先を明示するための協力をします。
- ・車でしか行動できない場合を除き避難は徒歩が原則です。動きやすい服装、底の厚い靴で、持ち物は少なくし、両手が使えるようリュックサックなどに入れます。
- ・補装具など必要なものは忘れずに持つよう声をかけ、非常用持ち出し袋等は必要ならば代わりに持つなどして避難します。
- ・火災が発生したら、できる限り低い姿勢をとらせ、煙に巻かれないようにして外へ脱出させ、安全な場所に待機させた後に隣近所の協力を得て初期消火と119番通報をします。ただし、天井に火が移った場合は、消火器で消すことができないのですみやかに避難します。
- ・建物の倒壊や崖崩れの恐れがあるので、危険と思われる場所を避け、自主防災組織とともに避難場所へ避難します。

##### (2) 障害別事項

###### ア 肢体不自由者

- ・自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下する恐れのない安全な場所へ移動させます。
- ・自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保、進行路の早期復旧、移動援助者の派遣等を行います。

###### イ 視覚障害者

- ・座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、危険物に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。
- ・支援者の肘の上を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむ等はしないようにします。

###### ウ 聴覚障害者

- ・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障害者から依頼があれば、メモなどでの情報提供や援助をします。

###### エ 盲ろう者

- ・避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを伝えます。
- ・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを盲ろう者に示し、避難誘導します。
- ・支援者の肘の上を盲ろう者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむ等はしないようにします。

#### オ知的障害者

- ・緊急連絡カード、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するよう指示し、氏名や連絡先などを縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えさせておきます。
- ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。
- ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。
- ・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡がとれない場合は、最寄りの医療機関又は消防署へ相談します。

#### カ精神障害者

- ・緊急連絡カードや精神障害者保健福祉手帳、普段から服用している薬を携帯するよう指示します。
- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかける等します。
- ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。
- ・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。
- ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡がとれない場合は、最寄りの医療機関又は消防署へ相談します。

#### キ寝たきりや身体虚弱な高齢者

- ・毛布でくるんだり、防災ずきんで頭を覆う等安全確保をはかり、おぶいひもでおぶったり、複数で抱えたり、車いすや担架を使う等状態に応じた適切な方法で安全な場所へ避難させます。
- ・日ごろから服用している薬があれば携帯するようになります。

#### ク痴呆性高齢者

- ・転倒しやすい家具などから離れたり、頭を守るよう指示します。
- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。
- ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。
- ・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。

## 2 避難所の運営体制

避難所の運営体制で災害時要援護者に対しては特に下記に配慮する必要があります。避難所には行政職員等を配置し、被災者の状況把握や必要物資の供給など、応急対策を行い

ます。

#### (1) 被災者の状況把握

行政職員等は、関係機関や福祉関係者、ボランティア等の協力を得て、被災者の人数、世帯構成、被害状況、災害時要援護者の状況について把握し、避難者名簿を整備します。災害時要援護者の状況については、名簿登録の際に保健・福祉部門の職員等が同席するなどして、健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービスの内容等を的確に把握します。更に、避難所での生活が長引く場合はボランティア等の協力を得て継続的な見守り、調査を行う必要があります。

#### (2) 相談窓口の設置

災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるために、障害者対応の相談窓口を設置します。相談窓口には、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等、保健・医療・福祉的相談に応じられる者を配置する必要があります。

#### (3) 生活環境の整備

避難所に指定された施設は、あらかじめできる限りバリアフリー化に努めますが、バリアフリー化されていない場合は早急に段差解消や、洋式仮設トイレの設置等、障害者対応に努めます。必要スペースについては障害の状態に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、障害者や介護者等が静養できる空間の確保が必要です。心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要です。

#### (4) 災害時要援護者に対応した人材の確保と支援体制

市は、避難所において災害時要援護者のニーズを直ちに把握し、福祉事務所のケースワーカー、手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ホームヘルパー、心理カウンセラー、精神保健福祉士、医師、看護師、保健師等の派遣を迅速に行います。また、上記にあげた分野の各種ボランティアや、点訳ボランティア、保育や補装具修理等の知識・経験を持つボランティアの協力を得ることも必要です。

#### (5) 災害時要援護者に配慮した物資の供給

食糧については、あらかじめ備蓄されているものを緊急に提供することになりますが、障害の状態に応じて、できる限り温かい食事、柔らかい食事など、提供の仕方を工夫したり、必要な食材の確保に努めます。また、車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレや、日常生活用品等についても迅速に手配し、確保したうえ、必要性の高い人から優先的に支給・貸与するよう努めます。

#### (6) 情報伝達

避難所で災害時要援護者が情報から遮断されないよう、また、災害時要援護者からの情報が円滑に伝達されるよう、情報伝達方法を確立します。

- ・テレビ、ラジオ、特設電話、FAX、インターネットの端末を配備します。
- ・情報提供には必ず障害に応じた複数の手段を用いるようにし、更にボランティア等の協力を得て情報の伝達を図ります。

#### (7) 障害に応じた対応

ア 肢体不自由者

- ・身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所を確保します。

- ・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給を行います。

#### イ視覚障害者

- ・視覚障害者には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報を提供します。

- ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給を行います。

- ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるようにします。

- ・ガイドヘルパー等を派遣します。

#### ウ聴覚障害者・言語障害者

- ・聴覚障害者には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者を配置します。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビを振るよう配慮します。

- ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給を行います。

- ・手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。

- ・手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るようにします。

#### エ盲ろう者

- ・障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になります。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮します。

- ・必要に応じて介助者、通訳者を派遣します。

#### オ身体障害者補助犬使用者

- ・避難所生活が長期化する場合は、補助犬を給付先の団体などに一時預けることを考慮します。

#### カ内部障害・難病患者

- ・常時使用する医療機器や薬を調達し、支給します。

- ・医療機関の協力を得て、巡回診療を行います。

#### キ知的障害者・精神障害者

- ・周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要です。

#### ク高齢者

- ・移動が困難な人に対しては杖や車いすを貸与します。

- ・トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整を行います。

- ・援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣します。

- ・徘徊の症状がある痴呆性高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおきます。

### 3 福祉避難所への移送、専門施設への緊急受け入れ等

障害の状態や心身の健康状態等を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送し、移送先を明確にしておきます。その際には、被災した災害時要援護者が精神的に不安定になることが考えられるので、家族等の同伴による入居を検討します。また、各専門機関と連携し、更に専門的なケアが必要な人や、医療的ケアが必要な人の緊急受け入れ先を迅速に確保し、移送します。避難所生活が長期化した場合は、災害時要援護者に対応した応急仮設住宅の設置や公営住宅の確保に努め、優先的に入居できるよう措置を講じます。状況によっては、ボランティア家庭へ受け入れを委託する方法も考えられます。

### Ⅲ 生活支援

災害時要援護者対策担当は定期的の実態調査・安否確認を行い、必要な支援を行います。支援活動の際は、必要に応じて手話通訳や要約筆記等の配慮を行います。

#### 1 相談体制の整備

災害時要援護者の現況とニーズを把握するために、関係機関と連携して相談体制を確立します。相談結果は市、福祉事務所、その他関係機関等に連絡し、必要なサービスを提供します。

##### (1) 相談窓口の設置

避難所や福祉事務所、保健所等に相談窓口を設置したり、身体障害時要援護者自立生活支援センター、障害児・知的障害者相談療育センター、精神障害者地域生活支援センター等を活用し、電話、FAX、インターネット端末等、専用の相談ツールを配備して各種相談に応じます。窓口には必要に応じて手話通訳者等を配置します。また、精神的安定を図るために、相談者と同じ障害のあるピア・カウンセラーによる相談を実施することも有効です。

##### (2) 巡回相談の実施

相談窓口に来ない人、又は来られない人に対しては、避難所や自宅、仮設住宅等を巡回して声をかけ、各種相談に応じます。

#### 2 心身両面の健康管理

##### (1) 医療班による巡回

医師、看護師、保健師、栄養士等が避難所や自宅、仮設住宅等を適宜巡回して健康状態の確認や相談に応じるとともに、必要な医療ケアを行うなど、障害の重度化や合併症の予防に努めます。

##### (2) メンタルヘルスケア

災害発生後は、心に大きな傷が残ったり、長引く避難所生活の中で心身共にストレスを蓄積するなど、精神的に大変な負担を強いられますので、精神科医師や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て心のケアを行うことが必要です。また、地域住民やボランティアにより声かけを行い、精神的な不安を和らげ、孤独感に陥らないよう配慮します。

#### 3 福祉サービス等の提供

災害時要援護者の現況とニーズに応じ、関係機関と連携して適切な福祉サービスを提供します。(1) ホームヘルプサービス

在宅介護支援センター等と連携し、ホームヘルパーを派遣します。

## (2) 入浴サービス

社会福祉協議会等と連携し、寝たきり高齢者等に対して入浴サービスを実施します。デイサービスセンター等で実施している場合は、対象者を拡大するなどして対応します。

## (3) 移動サービス

外出・移動の困難な災害時要援護者に対し、移動サービスの提供やガイドヘルパーの派遣を行います。

## (4) その他

配食サービス、保育サービス、補装具・日常生活用具・日用生活用品等必要物資の提供等

## 4 情報サービスの提供

戸別訪問、情報紙等の戸別配布、広報車での巡回、FAXやインターネット等様々な方法により、災害情報、知人の安否情報、生活・医療・福祉の情報等を随時提供します。

## 5 ボランティア等との連携

市は行政の役割とボランティアの活動を明確に区分し、両者の連携により適切なサービスを提供する体制を整備します。特に、災害時には全国各地から未登録の個人ボランティアが大勢詰めかけることも予想されますので、混乱を避けるためにもボランティアの受け入れや需給調整、派遣の担当窓口は一本化し、周知徹底を図ったうえ、災害時要援護者に対応できるボランティアコーディネーターを配置するなどして、迅速かつ適切で効果的な活動ができるよう努めます。ボランティア活動によって把握した行政ニーズ等の情報は、市町村災害時要援護者対策担当につなげます。市や社会福祉協議会、関係団体等は随時ボランティア活動等のニーズを把握し、情報を相互に共有してボランティア等に情報提供を行います。

## IV ライフラインの復旧

市は、一般的なライフライン（水道、電気、ガス等）の他、災害時要援護者がいち早く適切な医療・福祉サービスを受けられるよう、医療機関、社会福祉施設等の優先的復旧に努め、施設機能の早期回復を図ります。

## V 広域相互応援活動

### 1 応援要請

災害の規模及び被害状況から、他市町村に応援を要請することが必要と認められる場合は、事前に締結されている相互応援協定に基づき、応援を要請します。応援要請にあたっては、要請先、応援内容、応援場所、応援期間、指揮者等について調整を行い、それぞれを明確にしておきます。

### 2 応援体制の整備

応援要請をうけた市町村は、対応窓口を明確にしたうえ、応援内容、派遣者の参集方法、交替方法等について調整を行い、被災地の市町村に対して必要な支援を行います。応援内容については主に次のものが考えられます。

#### (1) 職員の派遣

医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等

(2) 車両の提供

移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等

(3) 資機材の提供

医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等

## 第4章 災害時要援護者の概要

### I 障害等の理解

#### 1 身体障害

身体障害とは、永続する身体機能の一定以上の障害をいい、長期にわたり日常生活又は社会生活に制限が生じます。本人（15歳未満の場合は保護者）の申請により、一定以上の障害があった場合は身体障害者手帳が交付されます。身体障害者福祉法に定められている障害には次のものがあります。

##### (1) 肢体不自由

脊髄や頸椎の損傷、筋骨系の異常、欠損や切断、脳血管障害等により手足の運動機能や体位の維持に障害のある状態です。脊髄や頸椎の損傷等による体幹（頸部・胸部・腹部・腰部）の機能障害では、発汗、体温調節、排尿、排便等の自律神経の障害を伴うことが多くあります。乳幼児期以前の脳性麻痺などによる脳の運動制御機能の障害や、脳出血・脳梗塞等の疾病では、自力での移動困難に加え不随意運動（自分の意志によらない運動）のため手足が思うように動かせなかったり、筋肉の緊張により動作がぎこちなかったり緩慢だったり、麻痺していることがあります。

##### (2) 視覚障害

視力や視野に障害のある状態です。視力の障害では、光を全く感じない全盲から眼鏡等の使用により文字が識別できる程度まであります。全盲の中でも先天性又は早い時期に視覚を失った場合は点字を使用する人が多いのですが、全体的には点字の読み書きができない人が多いので音声によるコミュニケーションが必要です。視野の障害では、両眼の視野がそれぞれ10度以内と極めて狭くなる状態や、周辺だけ見える、あるいは左右いずれも半分しか見えない等様々です。視力や視野の障害があると、白杖や盲導犬の補助があっても、慣れない環境では周囲の状況を把握しにくいいため、単独での移動には困難が生じます。

##### (3) 聴覚又は平衡機能の障害

###### ア聴覚障害

音が聞こえなかったり、聴力が不十分な状態です。完全に聴力がない状態から、補聴器の使用により近くの会話がなんとか聞き取れる状態まであります。また、音を大きくしたり補聴器をつけたからといって、音は聞こえても音声の識別ができるとは限りません。先天性、又は言語獲得期以前の幼少期から障害がある場合、音声言語機能に障害がなくても言葉の聞き取りが困難なため、話すことに支障が生じることが多くあります。文章能力も人によって差異があり、抽象的な表現が理解できなかったり、「てにをは」の使い方が十分にできないなど、筆談をしてもうまく通じないことがあります。障害者となった時期や聴力の程度等により、手話・口話（発語及び読唇）筆談・補聴器による聞き取りなど、コミュニケーション手段は人により様々です。

###### イ平衡機能の障害

内耳の中の三半規管による平衡機能に障害がある状態や、中枢神経系の働きによる姿勢や動きを調整する機能に障害がある状態です。四肢体幹に異常がなくても、転倒したり著しくよろめくなど歩行困難が生じます。

##### (4) 音声・言語機能又はそしゃく機能の障害

## ア音声・言語機能障害

発声できない状態や、発声しても言語にならなかつたり不明瞭な状態です。気管切開や咽頭摘出をした場合は、口や鼻を通さず気管孔から空気を取り入れるため、においがかぐことができません。また(3)アで先述したように、先天性、又は言語獲得期以前の幼少期から聴覚障害があるため、話すことに支障が生じる場合があります。

## イそしゃく機能障害

ものを飲み込めなかつたり、かみ砕けない状態です。チューブにより食物を直接胃に流し込まねばならなかつたり、歯科矯正が必要となります。

## (5) 視聴覚重複障害 (盲ろう)

視覚と聴覚の両方に障害がある状態です。それぞれの障害の程度によって大きく分けると、全盲ろう、弱視ろう、全盲難聴、弱視難聴の4つのタイプになります。また、さまざまな情報から閉ざされるため認識能力や知能の発達に遅れが生じるケースも少なくありません。障害者となった時期や程度により、コミュニケーション手段は、手話（触手話・接近手話等）・点字・指点字・手書き文字・音声・筆談・指文字など実に多様です。家族との会話さえも困難を極め、単独での外出は危険が多く、孤独な生活を送る人が多いのが現状です。

## (6) 内部障害

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能に障害がある状態です。

### ア心臓

一定以上の身体活動により心臓に負荷がかかると、倦怠感、呼吸困難、手足のむくみ、狭心症の発作などの症状が起こります。

### イじん臓

体内の水分や塩分の調節、老廃物の排泄、血圧等の調節が困難なため、水分や塩分摂取の調整、食事療法、身体活動の制限が必要で、定期的な人工透析を必要とする人が大多数です。

### ウ呼吸器

気管や肺の疾病等によりガス交換が十分に行われず、呼吸困難が生じるため、活動が制限され、呼吸を助けるために酸素療法が必要な場合があります。風邪などの感染症は急速に呼吸機能を悪化させるため、十分な注意が必要です。

### エぼうこう又は直腸

自分の意志で尿や便の排泄がコントロールできないため、自分で管を使用して尿を体外へ排泄することや、身体に造設された人工肛門（ストマ）からの定期的な排泄処理が必要です。

### オ小腸

通常の食事では栄養が不足するため、静脈注入による栄養補充が必要です。

### カ免疫機能

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）の感染により免疫をつくる機能が低下しているため、通常では発症に至らない細菌やウイルス、カビなどが体内に侵入した場合に重い肺炎や癌などにかかり生命を失う危険があります。治療の段階や合併症の有無などにより、活動制限も異なります。このウイルスの感染力は極めて弱く、日常的な接触や空気では感染しま

せん。

## 2 知的障害

知的障害とは、先天的な様々な原因又は出生後の比較的早い時期における脳の障害により、知的能力の全般的発達不完全であったり、不十分な状態にあるため、学習、日常生活の維持（衣、食、排泄等）、社会生活への適応などが著しく困難となる障害です。障害の状態は、発達が全般的に遅れている状態から、部分的に遅れている状態など様々です。障害の程度は、一人では日常生活の維持ができず意志疎通も困難なため、常に介助や保護が必要な程度から、言語能力や理解力など一部の発達は遅れているが他は問題がなく一人で社会生活が可能な程度まであります。本人又は保護者の申請により、一定程度の障害があった場合は療育手帳が交付されます。

## 3 精神障害

精神障害とは、精神的な疾患、各種精神疾患により精神の機能に支障があったり、不十分な状態にあるため、日常生活の維持、社会生活への適応などが著しく困難となる障害です。障害の状態は、原因となる精神的な疾患などにより様々です。障害の程度は、一人では適切な日常生活の維持ができず適切な意思伝達も困難なため、常に援助が必要な程度から、通院や服薬によりわずかな援助で問題なく一人で社会生活が可能な程度までありますが、多くの場合は継続的な服薬などの医療的ケアが必要です。本人からの申請により、一定程度の障害があった場合は精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

## 4 高齢者

### (1) 身体機能の低下

身体的な特性は個人差が大きく、程度も千差万別ですが、加齢に伴って以下のような変化がみられます。

- ・視覚的に明暗に対する順応力が低下し、見えにくくなります。
  - ・聴力が衰え、特に高い周波数の音が聞き取りにくくなります。
  - ・臭覚が低下し、ガス漏れや料理の焦げ付き等に気がつきにくくなります。
  - ・触覚、温冷覚などの衰えにより、手から得られる情報が減り水やお湯の温度調節がわからなくなったりします。
  - ・足や手の関節や筋肉が衰えて、反射能力や運動機能が低下します。
  - ・バランスを保つことが困難になり傾斜路、階段などでは転倒など起こしやすくなります。
- また、立ち上がりに支えが必要となったり、膝を曲げることが困難となり日常生活に支障がでてきます。
- ・体温調節機能が低下し、寒ければ風邪を引きやすく、暑ければ暑さ負けを起こしやすくなります。

### (2) 精神的機能の変化

一般的に記憶力が低下してくることが多いのですが、アルツハイマー性痴呆では、見当識障害、妄想、人格障害などの精神症状が現れ、日常生活に大きな支障がでてきます。

### (3) 社会的孤立

配偶者に先立たれたりした、独り暮らしの高齢者が増えてきています。社会的な役割がなくなり、家の中に閉じこもってしまい、地域とのつながりが希薄になって孤立感をもつ高齢者が多くなっています。

## 第 5 章 資料

I 災害時要援護者個別避難計画様式 35 ページ参照

### II 広域避難場所一覧

地域名	避 難 場 所	電 話	所在地	備 考
備 前 地 域  50 箇 所	西鶴山小学校	66-9273	畠田 53	
	西鶴山保育園	66-9614	畠田 8-1	
	西鶴山公民館	66-9454	畠田 70	
	香登小学校	66-9003	香登本 908	
	香登保育園	66-9106	香登本 1059	
	香登幼稚園	66-8545	香登本 973-1	
	香登公民館	66-9001	香登本 745-1	
	大内保育園	66-9560	大内 948-5	
	伊部保育園	63-1006	伊部 380	
	伊部小学校	64-2069	伊部 1415-2	
	備前中学校	64-3365	伊部 1857	
	殿土井保育園	64-4052	伊部 1808	
	伊部幼稚園	64-2079	伊部 1818	
	伊部公民館	64-2774	伊部 1776-1	
	勤労青少年ホーム	64-4895	伊部 2523-3	
	老人福祉センター	64-3033	伊部 1808	
	リフレセンターびぜん	64-3661	伊部 2264-2	
	勤労者センター	64-0790	浦伊部 161-1	
	備前市総合運動公園体育館	63-3811	久々井 747	
	備前市民センター	64-1133	西片上 17-2	
	片上小学校	64-2049	西片上 335	
	備前緑陽高等学校	64-2871	西片上 97	
	片上保育園	64-2462	東片上 707-1	
	大東自治公民館		東片上 565-2	
	閑谷自治公民館		閑谷 208	
	木谷自治公民館		木谷 46-1	
	伊里中自治公民館		伊里中 295	
	蕃山自治公民館		蕃山 391-1	
	養護老人ホーム蕃山荘	67-0703	蕃山 1309-1	
	伊里公民館	67-0001	友延 409	
	伊里小学校	67-0024	友延 350	
	伊里中学校	67-0334	麻宇那 1160	
穂浪自治公民館		穂浪 3050		

	木生自治公民館		穂浪 1302-1	
	伊里漁業協同組合	67-0016	穂浪 2837-5	
	東鶴山小学校	65-8028	佐山 2721	
	東鶴山公民館	65-8001	佐山 2616	
	東鶴山幼稚園	65-8137	佐山 2616	
	鶴海自治公民館		鶴海 1536-1	
	沖自治公民館		鶴海 4155	
	三石小学校	62-0028	三石 3215	
	三石中学校	62-0064	三石 3215	
	三石公民館	62-0202	三石 1094	
	三石保育園	62-0111	三石 54-1	
	福石自治公民館		三石 1868	
	五石自治公民館		三石 3873	
	畑自治公民館		野谷 344-1	
	荒神町自治公民館		野谷 431-2	
	八木山自治公民館		八木山 202	
	八木山下(二軒屋)自治公民館		八木山 564-11	
日 生 地 域  41 箇 所	日生中学校	72-1365	日生町日生 241-14	
	日生西公民館	74-0876	日生町日生 630	
	日生市民会館	72-1006	日生町日生 241-87	
	日生西小学校	72-0050	日生町日生 1680	
	西念寺	72-0043	日生町日生 980	
	春日神社	72-0933	日生町日生 1180	
	三軒屋会館	72-2232	日生町日生 2108	
	中洲川会館	72-2237	日生町日生 2278-3	
	川向会館	72-0978	日生町日生 2394-3	
	中日生会館	72-2577	日生町寒河 2579-2	
	日生保育園	72-3825	日生町寒河 380-36	
	日生東小学校	74-0004	日生町寒河 2011	
	寒河コミュニティセンター	74-0942	日生町寒河 3961-1	
	西願寺	74-0020	日生町寒河 1032	
	日生幼稚園	74-0714	日生町寒河 380-3	
	日生南小学校	72-1609	日生町日生 2778	
	頭島総合センター	72-1934	日生町日生 2794-2	
	大多府小学校	72-1678	日生町大多府 63	
	大多府会館	72-1941	日生町大多府 12-3	
	日生西小学校鴻島分校		日生町日生 2691-1	
三軒屋西コミュニティハウス	72-2563	日生町日生 1907-14		

	日陽小路コミュニティハウス	72-2551	日生町日生 842-7	
	峠小路コミュニティハウス	72-2966	日生町日生 607-5	
	栄町コミュニティハウス	72-2000	日生町日生 241-14	
	防災センター	72-1101	日生町日生 630	
	日生運動公園体育館	72-1741	日生町寒河 380-3	
	浜山コミュニティハウス	72-3313	日生町寒河 2296-1	
	寒河東コミュニティハウス	74-0065	日生町寒河 1768-1	
	寒河西コミュニティハウス	74-0745	日生町寒河 3766-7	
	うおじま会館	72-3884	日生町日生 801-4	
	デイ・サービスセンターこうら荘	72-1533	日生町日生 803-1	
	湾戸集会所		日生町日生 2556-1	
	福浦峠集会所		日生町寒河 643-80	
	ふれあい交流館しおまち	72-1626	日生町日生 2789-1	
	鴻島集会所		日生町日生 2666-32	
	鹿久居島神社		日生町日生 3636-33	
	梶谷集会所		日生町寒河 2401-7	
	寺山集会所		日生町寺山 578	
	竹ノ内会館		日生町寒河 2236-36	
	スワ住宅集会所		日生町寒河 344	
	梅灘会館		日生町寒河 2449-1	
吉 永 地 域  56 箇 所	金谷集会所	62-1121	吉永町金谷 192-5	
	金谷寺(正光院)	62-0612	吉永町金谷 240	
	田倉集会所	84-2985	吉永町福満 692-3	
	福満コミュニティハウス	84-2938	吉永町福満 868-44	
	倉吉コミュニティハウス	84-3755	吉永町福満 242	
	松本寺	84-2135	吉永町南方 1338	
	柏原集会所		吉永町南方 410	
	吉永町南方会館	84-4110	吉永町南方 735-2	
	吉永小学校	84-2025	吉永町吉永中 61	
	B&G海洋センター	84-3776	吉永町吉永中 291-4	
	吉永中公会堂	84-3485	吉永町吉永中 824-1	
	吉永中10班集会所		吉永町吉永中 671-5	
	吉永町社会福祉センター	84-3839	吉永町三股 19	
	子育て交流センター	84-3110	吉永町三股 19	
	吉永中学校	84-2049	吉永町岩崎 363	
	つづらコミュニティハウス	84-3190	吉永町岩崎 608	
	板屋公会堂		吉永町今崎 77	
	山津田集会所	84-2121	吉永町今崎 748	

神根小学校	84-2486	吉永町神根本 865	
南谷集会所	84-3836	吉永町高田 238-1	
高田コミュニティハウス		吉永町高田 777-5	
下門出集会所		吉永町高田 527-4	
樫コミュニティハウス	84-2271	吉永町和意谷 1013	
和意谷分館	84-2478	吉永町和意谷 626	
八塔寺集会所	85-0302	吉永町加賀美 1000-2	
高顕寺	85-0112	吉永町加賀美 1220-1	
原公会堂		吉永町加賀美 336-3	
加賀美コミュニティハウス	85-0311	吉永町加賀美 412-1	
三國小学校	85-0025	吉永町加賀美 10-1	
大股多目的集会所	85-0331	吉永町都留岐 245-3	
三国公民館	85-0005	吉永町都留岐 319	
都留岐コミュニティハウス	85-0040	吉永町都留岐 1123-4	
飯掛公会堂		吉永町笹目 976-3	
牛中公会堂		吉永町笹目 791-2	
牛神会館		吉永町福満 989-2	
本村公会堂	84-3045	吉永町南方 845-10	
新田センター	84-2960	吉永町南方 266-5	
早子集会所	84-2560	吉永町南方 1069-5	
吉永中コミュニティハウス(1班B)	84-4162	吉永町吉永中 379-9	
吉永中コミュニティハウス(5班C)		吉永町吉永中 571-1	
吉永中コミュニティハウス(2班)		吉永町吉永中 400-1	
竜泉荘	84-2511	吉永町吉永中 48-1	
吉永総合支所別棟	84-2511	吉永町吉永中 878	
三股公会堂	84-2902	吉永町三股 115-1	
岩崎集落農事集会所	84-3918	吉永町岩崎 373	
デイ・サービスセンター	84-3007	吉永町岩崎 433-1	
丸山コミュニティハウス	84-2989	吉永町神根本 998-2	
入角公会堂		吉永町神根本 855-2	
山根集会所	84-3975	吉永町神根本 732-1	
神根生活改善センター		吉永町神根本 163	
神根公民館	84-2840	吉永町神根本 911	
西の谷コミュニティハウス	84-4370	吉永町神根本 508	
吉永町振興公社	84-3742	吉永町高田 1081-1	
八塔寺		吉永町加賀美 1212	
多麻コミュニティハウス	85-0253	吉永町多麻 1252-1	
滝谷公会堂	85-0343	吉永町多麻 1479	

### Ⅲ 自主防災組織ガイドブック抜粋

#### わが家わがまちを守ろう

大災害が発生したとき、私たちの住む地域はどうなるのでしょうか。建物の倒壊、火災の発生、水道や消火設備・道路の損壊、続出する多数の負傷者……。各地で多発する被害に対して公的防災機関が充分対処できないことも考えておかなければなりません。

いざというとき、被害を最小限に抑えるためには、地域住民による防災活動が必要になります。「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識を持ち、地域防災活動に取り組んでいきましょう。

#### 公的防災機関と密接な関係を

地域住民による自主防災活動は、市区町村や消防署などの公的機関の防災活動と密接な関係があります。公的防災機関との連絡を密にし、良好な関係を築いていきましょう。

### 災害時要援護者支援に取り組もう

地域防災活動では災害時要援護者との関係強化はもっとも重要な課題のひとつです。災害時要援護者支援の体制づくりをまちぐるみで推進しましょう。

#### 災害時要援護者とは

お年寄り、乳幼児、障害者、外国人など、災害時に弱い立場に立たざるを得ない人々が多数存在します。災害時要援護者への支援や協力には、地域社会の住民による組織的な体制が必要不可欠です。

活動で大切な点は、住民一人ひとりが災害時要援護者とコミュニケーションをとり、人間としての連帯感や信頼関係を築いていくことです。地域の災害時要援護者と積極的な交流を持ち、人間同士の結びつきを深めましょう。

※ 最近では「災害弱者」のかわりに「災害時要援護者」という言葉が使われることもあります。

#### 「地域で取り組む災害時要援護者対策」

##### 1 災害時要援護者の身になって防災環境の点検を

避難路は車椅子でも通れるか、放置自転車などの障害物はないか、耳や目の不自由な人や外国人向けの警報や避難の伝達方法は確立されているかなど、災害時要援護者に対応したまちの環境づくりを進めよう。

##### 2 災害時要援護者の防災能力アップを支援しよう

初期消火や避難、応急手当の方法など、いざというときに適切な活動を災害時要援護者自身が行えるように、災害時要援護者も参加できる防災訓練や講習会などを開催し、防災能力の向上に協力しよう。

### 3 地域での協力・支援体制を具体的に決める

日頃の連絡役は誰か、非常時には誰が誰を救援するか、もし救援者が不在だった場合は誰が救援するか、被災後の生活をどのように支援するかなど、日常・非常時・被災後の支援手法や体制を明確にしておく。一人の災害時要援護者に対して複数の住民による支援体制を組む。

### 4 地域住民の意識啓発を

災害時要援護者以外の住民に災害時要援護者支援の重要性をきちんと認識してもらう。義務感から行う対策では真の支援とはいえない。地域社会で共生する住民同士としてのコミュニケーションの場を持ち、地域主体による住民の意識啓発を。

#### 「災害時要援護者の誘導方法」

##### 肢体の不自由な人

いろいろな障害のひとがいるので、それぞれの人に適した誘導方法を確認する。

車椅子の場合は、階段では必ず3人で協力する。上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きにして、恐怖感を与えないように注意する。

脱出や非難のとき、救援者が何人もいるとは限らない。場合によってはひもで結んで背負うなど、臨機応変に対処する。

##### 目の不自由な人

「お手伝いしましょうか」などと、まず声をかける。

誘導するときは、杖を持っていないほうのひじのあたりに軽く触れるか腕をかして、半歩くらい前をゆっくり歩く。

方向を示すときは、「右斜め先 10m」などと具体的に。時計の文字盤を想定して「10時の方向です」などと言うのも分かりやすい。混乱するので「あっち」「こっち」などと言わないこと。

##### 耳の不自由な人

話すときは、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かす。

口頭で分からないようであれば、紙とペンで筆談する。紙やペンがなければ、相手の手のひらに指先で字を書いて筆談する。

様式

## 災害時要援護者個別避難計画

(平成 年 月 日作成)

地区又は区会			
氏名		性別	
生年月日			
住所			
連絡先	電話:		
	FAX:		
	携帯:		
担当民生児童委員	氏名:		
	連絡先:		
避難誘導	誘導者住所・氏名・電話番号等、避難経路、避難先		
	経路、避難先		
	I	誘導者:	
	II	誘導者:	
III	誘導者:		
備考			

※ この個別避難計画の共有者

本人・区会・民生児童委員・市(福祉担当・防災担当 )

その他( )

※この個別避難計画の内容に変更があった場合、民生児童委員か市の総務課へ申し出てください。